

避難勧告と避難指示(緊急)が 一本化されました

災害対策基本法の改正により、従来の避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化されました。

警戒レベル3 高齢者等避難

避難準備・高齢者等避難開始が「高齢者等避難」に変わりました。

「高齢者等避難」が発令された場合は、避難に時間のかかる方(高齢者、障がいのある方等)は、危険な場所から避難しましょう。

警戒レベル4 避難指示

避難勧告と避難指示(緊急)が「避難指示」に変わりました。

「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル5 緊急安全確保

災害発生情報が「緊急安全確保」に変わりました。

「緊急安全確保」が発令される状況は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。

「緊急安全確保」が発令される前に、危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水・ 高潮注意情報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(注) 避難指示は、令和3年の法改正以前の避難勧告のタイミングで発令します。

### ポイント

- 「避難」とは「難」を「避」けることです。
  - 明らかに安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
  - 避難先は指定避難所・指定緊急避難場所ではありません。
- 安全な親戚・知人宅なども考えられますので、普段から、どのような場合にどこに避難するかを決めておきましょう。

問合せ/防災・交通担当 (内線2116・2117)



## 飲酒運転を 根絶しましょう

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。また、飲酒をした翌日でも、体内にアルコールが残った状態で車を運転した場合は、飲酒運転となります。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方(ハンドルキーパー)を決め、その方が運転するようにしましょう。

飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

### 飲酒運転の 罰則例

状態			刑罰	違反点数
酒酔い運転			5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び 運転	呼気1ℓ中の アルコール濃度	0.25mg以上	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	25点
		0.15mg以上 0.25mg未満		13点

状態	刑罰	
車両提供者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供 車両の同乗者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問合せ/  
防災・交通担当  
(内線2116・2117)

## 別海町高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画を策定しました

本町では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていただけるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、町が取り組む高齢者施策や介護保険サービスについて定める「別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定しました。

計画書は、町ホームページのほか、次の場所で縦覧できます。

■計画期間 本年度から令和5年度 ■縦覧場所 役場介護支援課窓口、各支所、各連絡事務所、図書館

町ホームページ検索キーワード

高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画 

問合せ／介護保険担当（内線1315・1316）



### 令和3年度からの 65歳以上の方の 介護保険料について

介護保険料は3年ごとに見直され、本町でも有識者や被保険者から選考された「別海町介護保険事業計画等策定委員」の意見を伺いながら、町内でどのようなサービスがどの程度必要なのか検討を重ねてきました。

その結果、介護予防を中心とした総合事業サービスの充実と令和5年度までに東地区での地域密着型サービス（施設サービス、訪問、通所、泊まり等）の展開を図ることとし、新しいサービスと高齢化率の上昇を踏まえ、介護サービスと総合事業サービス給付費の増加を見込んでいます。

これらのことから、第8期の介護保険料については、介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料の大幅な上昇を抑制しましたが、保険料基準月額を「5,100円」と、第7期の「4,900円」から200円の増額となりました。

今後も、介護給付の適正化など持続可能な介護保険事業への取り組みを引き続き推進していきます。

#### ■介護保険料年額（令和3年度から令和5年度まで）

段階	対象者	基準額に対する割合	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方	0.30	18,300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円を超え120万円以下の方	0.50	30,600円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	0.70	42,800円
第4段階	・住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方	0.90	55,000円
第5段階 (基準額)	・住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方	1.00	(基準額) 61,200円
第6段階	・本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円未満の方	1.20	73,400円
第7段階	・本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	79,500円
第8段階	・本人が住民税課税者で、合計の所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	91,800円
第9段階	・本人が住民税課税者で、合計の所得金額が320万円以上の方	1.70	104,000円

#### 第8期介護保険料改正の内容について

第8期（令和3年度から令和5年度）の保険料設定については、

①保険料基準月額を5,100円としました。

なお、介護給付費準備基金の一部を取り崩して、保険料の軽減に充てています。

②保険料負担段階第1段階の方については、制度改正に伴う基準額に対する割合が0.50%と設定されていますが、国や道、町の負担により基準額に対する割合を0.30%として負担軽減を図ります。

③保険料負担段階第2段階、第3段階の方については、制度改正に伴う基準額に対する割合が0.75%と設定されていますが、国や道、町の負担により基準額に対する割合をそれぞれ0.50%、0.70%として負担軽減を図ります。

④標準段階は国で定める9段階とし、介護保険法改正に伴い対象者の合計の所得金額を、第7段階「120万円以上210万円未満の合計所得金額」、第8段階「210万円以上320万円未満の合計所得金額」、第9段階「320万円以上」に変更しました。

問合せ／介護保険担当（内線1315・1316）